

■ 事務手続一覧 (住所変更)

別表5

区分 提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)	組合員等住所変更届〔整理番号4〕	国民年金第3号被保険者住所変更届	国民年金第3号被保険者関係届	国内居住要件の例外に該当することが確認できる書類(注1)
国内における転居等	○	△ (注2)	—	—
国内から国外へ転出したとき(注3)	○	—	△ (注2)	△
国外から国内に転入したとき	○	—	△ (注2)	—

(注1)
書類の詳細については「共済のしおり・被扶養者の認定を受けるとき」を参照してください。

(注2)
20歳以上60歳未満の被扶養配偶者に係る手続の際に提出してください。

(注3)
国外へ転出する被扶養者のうち国内居住要件の例外に該当する場合はその者について提出してください。該当しない場合は、被扶養者の要件を満たさなくなりますので、被扶養者の取消手続を行ってください。

※ 表中の提出書類のうち、整理番号が付してあるものは、共済組合関係申請書等用紙です。書類を提出する際は、封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。